

告示第 9 号

令和元年 7 月 5 日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 鞍掛 貞之

鹿児島市交通局連動装置（仮設用）購入に係る制限付き一般競争入札について（公告）

鹿児島市交通局連動装置（仮設用）購入に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 60 年規則第 25 号）第 3 条の規定により公告します。

記

1 入札に付する物品名等

- (1) 物 品 名 連動装置（仮設用）
- (2) 納入場所 鹿児島市交通局指定場所
- (3) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (4) 概 要 連動装置（仮設用）の納入

2 入札に参加する者に必要な資格

下記の要件を全て満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税を完納していること。
- (3) この公告の日（以下「公告日」という。）以後に鹿児島市交通局物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者でないこと。

- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿の大分類「その他」小分類「軌道」に登録された者であること。
- (8) 軌道事業者への電気設備の納入実績または、電気設備の施工実績があること。

### 3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本購入契約の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参のうえ交通事業管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加することはできない。

ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式2）

ウ 商業登記簿謄本（個人の場合は、身分証明書）

エ 印鑑証明書（原本に限る）

オ 市税等の納税証明書

カ 決算書（法人の場合は、財務諸表〔貸借対照表・損益計算書及び株主資本等変動計算書〕直前1期分、個人の場合は、平成30年分所得税の確定申告書等の写し）

キ 実績調書

- (2) 注意事項

ア 商業登記簿謄本及び各証明書は、3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

イ 市税等の納税証明書は、鹿児島市発行の最新年度分の「滞納がないことの証明書」を提出すること。なお、鹿児島市内に営業所等が無いなど、鹿児島市に納税義務が無い法人は、本社所在地の市区町村役場の（特別区にあっては都税事務所）発行の「法人市（町・村）民税（特別区にあっては、法人都民税）納税証明書」を提出し、また鹿児島市で滞納がないことの証明書が発行されない個人については、事業主の住所地の市区町村役場（特別区にあっては各区役所）発行の市（区・町・村）県（都・道・区）民税納税証明書を提出すること。

- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (4) 提出された申請書等は、返却しない。

### 4 申請書等の交付及び受付期間等

- (1) 申請書等の交付及び受付期間

本公告の日から令和元年7月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

- (2) 申請書等の交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 申請書等の交付場所及び受付場所

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経理課契約係

(4) 提出部数 各1部

(5) その他

申請書及び申請関係書類の様式は、鹿児島市交通局ホームページ（<http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和元年7月17日（水）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その旨の通知を受けた翌日から起算して2日以内に交通事業管理者に対して、当該理由について説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、令和元年7月23日（火）までに書面により回答する。

6 仕様書等の閲覧及び質疑応答

(1) 本購入契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和元年7月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、鹿児島市交通局経理課において閲覧に供する。なお、本局ホームページにおいては、本公告の日から令和元年7月24日（水）までの間、閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書をFAX又は直接持参して行わなければならない。

ア 受付期間

令和元年7月5日（金）から令和元年7月10日（水）まで

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 受付場所

鹿児島市交通局経理課

エ その他

仕様書に関する質疑応答書の様式は、別に指定する様式により提出すること。なお、様式は、本局ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、令和元年7月11日（木）から令和元年7月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、鹿児島市交通局経理課において閲覧に供する。

なお、本局ホームページにおいては、令和元年7月11日（木）から令和元年7月24日（水）までの間、閲覧に供する。

## 7 入札説明会

実施しない。

## 8 入札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和元年7月25日（木） 11時00分から
- (2) 場所 鹿児島市交通局第3会議室
- (3) 入札参加者は、入札執行の際、事前に入札参加資格を有することの確認通知書の写しを契約担当職員に提示しなければならない。

## 9 入札方法

- (1) 電報、郵送及びファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回とする。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

ア 見積もる入札金額の100分の5以上の額を現金により納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第5条各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

イ 入札終了後、即日還付する。ただし、落札者は契約書締結後、還付する。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納入すること。なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 11 最低制限価格

設定しない。

## 12 開札の日時及び場所等

開札は、8に掲げる日時及び場所において行う。

### 1 3 入札の中止、延期

入札までにやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。

### 1 4 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札決定において同価入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

### 1 5 再度入札の参加制限等

初度又は再度の入札に参加しなかった者、無効事項に該当する入札をした者及び失格者は当該契約に係るその後の再度の入札に参加することができない。

### 1 6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みしたものを落札者とする。

### 1 7 その他

令和元年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、差額分を含む支払額を支払うものとする。

### 1 8 問い合わせ先

〒890-0055 鹿児島市上荒田町37番20号  
鹿児島市交通局経理課契約係

電 話 0 9 9 - 2 5 7 - 2 1 1 1 (内線) 2 4 8

F A X 0 9 9 - 2 5 8 - 6 7 4 1